

多面的機能支払交付金 (令和3年度募集)

問 農村整備課 (市役所 4 階) ☎32-2076

農業には、作物を作るだけでなく、洪水や土砂崩れなどを防ぐほか、豊かな自然環境を保つなど、たくさんの機能があります。市では、この機能を維持・発揮していくため、多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみで取り組む共同活動を支援しています。応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

I. 農地維持支払交付金 (多面的機能を支える共同活動を支援)	II. 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動を支援)
交付金単価 (10a 当たり) 田=3,000円、畑=2,000円 次のすべてに取り組むこと ① 地域資源の基礎的な保全活動 水路や農道などの農業用施設の点検、農地の法面などの草刈りや水路などの泥上げ、農道の路面維持、鳥獣害防護柵の維持管理など ② 地域資源を適切に保全・管理するための推進活動 地域での話し合いにより、保全管理の目標と手段を決め実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理のための計画を作成するなど	交付金単価 (10a 当たり) 田=2,400円、畑=1,440円 次のすべてに取り組むこと ① 施設の軽微な補修 水路・農道などの軽微な補修、鳥獣害防護柵の補修・設置など ② 農村環境保全活動 植栽による景観形成、生物の生息状況の把握、水質調査の実施など ③ 多面的機能の増進を図る活動 農用地の周りの数などの伐採、防災・減災の強化など

対象農用地 農業振興地域内の農用地区域内にある一団の農用地

締め切り 8月28日(金)

※ II に応募する場合、I と併せて取り組む必要があります (I のみの応募は可能)

※ 5 年継続して実施する必要があります

※ 6 年目以降も活動を継続する場合、II の単価は75%相当額になります

狩猟免許試験・取得補助金制度について

狩猟免許試験に関すること = 問 美作県民局森林企画課 (山下) ☎23-1384

狩猟免許取得補助金に関すること = 問 森林課 (市役所 4 階) ☎32-2078

費用や申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

■ 狩猟免許試験

野生のイノシシやシカなどを捕まえるためには、狩猟免許が必要です。

とき・ところ ①11月20日(金)午前9時30分～ = 体験学習施設百花プラザ (岡山市)、②12月1日(火)午前9時30分～ = 倉敷市民会館 (倉敷市)

試験内容 適性・技能・知識試験

定員 各会場50人 (先着順)

■ 狩猟免許取得補助金制度

狩猟免許を初めて取得する人に、免許の取得費用を補助しています。

補助金額 申請手数料と初心者講習料の2分の1以内

申込方法 森林課または各支所・出張所に備え付けの申込書 (市ホームページから印刷可) に記入し、必要書類を添えて直接提出する

締め切り 12月18日(金)



中山間地域等直接支払制度

対象地域に「指定棚田地域」が追加されました

問 農業振興課 (市役所 4 階) ☎32-2159

中山間地域等直接支払制度は、傾斜がきつく農地を広くできない、農地の面積が小さく大きな機械で作業ができないなど、生産条件が不利な農地の耕作放棄を集落全体で防ぐ制度です。

令和2年度から、対象地域に「指定棚田地域」が追加され、取り組みができなかった地域も対象となりました。

手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

指定棚田地域で対象となる農用地

次のすべてに当てはまるもの

- ・「農業振興地域の整備に関する法律」で定める「農用地区域」内の農地
- ・急傾斜農用地とその農用地と連なっている緩傾斜農用地 (通作、水管理など上流にある急傾斜農用地を維持するために必要な一団の緩傾斜農用地に限る)

交付要件

次のすべてに当てはまること

- ・集落で農地の管理方法や役割分担などを「協定*」として取り決める
- ・5年以上農業生産活動を継続する
- ・1協定当たりの合計面積が1ヘクタール以上

交付金額 (10アール当たり)

地目	区分	単価
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000円
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000円
畑	急傾斜 (15度以上)	11,500円
	緩傾斜 (8度以上)	3,500円



交付金の使い方

協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じて幅広く使うことができます

例 個人に配分、農業機械の購入など

交付金の返還について

5年間の協定期間中に農業生産活動などが継続できなくなった場合は、協定の認定年度に遡って交付金を返還する必要があります。

※ 農業者の病気・死亡、自然災害などのやむを得ない事由がある場合は、返還が免除されます

* 協定の内容

- ① 農業生産活動などを継続するための活動
 - ・耕作放棄の発生を防止する活動、水路や農道などの管理活動 (泥上げ、草刈りなど)
 - ・多面的機能を増進する活動 (周辺林地の管理、景観作物の作付など)
 - ② 体制整備のための前向きな活動
 - ・集落戦略 (6~10年後の集落全体の将来像を明らかにするための指針) の作成
- ※ ① のみ の場合は、単価の8割を交付

協定の提出期限

7月31日(金)